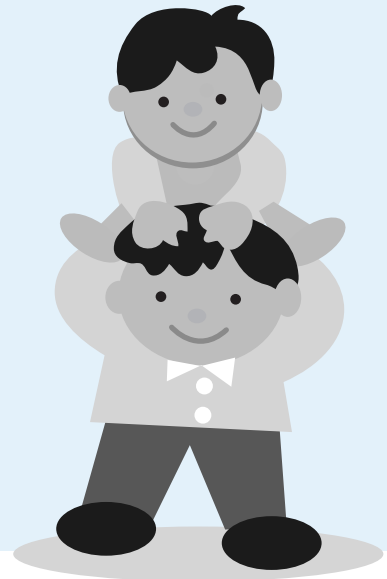


児童扶養手当現況届の提出について

児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に『現況届』を提出する必要があります。この届けは、毎年8月1日の状況を記載し、手当を受けられる要件があるかどうかを確認するためのものです。対象者には、提出をしていただく書類を8月始めに送付させていただきますので必要書類とともに期限までにご提出ください。

なお、現在、児童扶養手当を受給されていない方（支給停止中）もこの届け出が必要となります。

※提出期限までに提出されないと、次回の支給が遅れる場合がありますのでご注意ください。



提出期限 8月31日(水)まで

- 提出書類**
- ・児童扶養手当現況届
 - ・養育費に関する申告書（養育費が無い場合でも提出必要）
 - ・前年度に交付された証書（手当受給中の方のみ）
 - ・所得証明書（平成17年1月1日現在、いなべ市に住民登録がなかった方）

※平成17年1月1日の住所地で取得してください

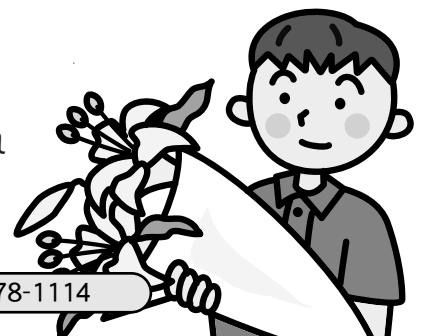
提出先 ・各庁舎総合窓口課、または大安庁舎 こども家庭課

問い合わせ先……大安庁舎 こども家庭課 ☎78-3513 FAX78-1114

戦没者を追悼し平和を祈念する日

8月15日

8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」です。全国戦没者追悼式に合わせ、正午にサイレンが吹鳴されますので、黙祷を捧げましょう。



問い合わせ先……大安庁舎 福祉総務課 ☎78-3563 FAX78-1114